

競争入札参加資格審査申請書提出要項

令和8年度において、飯盛霊園組合が発注する「建設工事」について、競争入札に参加しようとする方は、次のとおり郵送で申請してください。

1 資格要件

- ① 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、各保険について法令により適用が除外とされる場合は除く。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ⑥ 法令により定められた法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）等を完納していること。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者について再生計画の認可の決定があった場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者を除く。）
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手

続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者について更生計画の認可の決定があった場合は、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者を除く。）

2 受付期間

令和8年5月11日（月）～ 令和8年12月15日（火）（消印有効）

3 提出方法

郵送

4 提出先

〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原448番地 飯盛霊園組合 総務課

5 提出書類

	書類名	備考	写し・印刷物
a	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書		【様式1-1】
b	建設業許可証明書	建設業許可通知書で代用可能	可
c	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	法人の場合	可
d	工事経歴書	建設業の種類別、直前2年間	【様式5】 可
e	委任状（本店から支店等）	契約上の受任者を設ける場合	【様式6】
f	建設業許可申請書及び別紙二	本店以外で登録する場合	可
g	納税証明書	詳細は、書類作成要領参照	可
h	使用印鑑届	役職名又は氏名表示印を押印	【様式7】
i	印鑑（登録）証明書	《法人》代表者 《個人》代表者本人	可
j	技術職員名簿		可
k	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書	申請日時点において有効かつ最新の通知書	可
l	・雇用保険適用事業所設置届事業主控 ・健康保険・厚生年金保険適用事業所関係 事項確認（申請）書	総合評定値通知書で雇用保険、健康保険及び 厚生年金保険への加入が確認できない場合	可
m	委任状（代表者から行政書士等）	行政書士等に書類提出を委任する場合	【様式8】
n	誓約書	実印を押印	【様式10】
o	受付票	名称と所在地のみ記載	
p	返信用封筒（定型）	返信先を記載、必要額の切手を貼付	

〔注〕

- ・ a～nは順番にA4判のファイル(色指定なし)に綴じてください。
- ・ o、pは、綴じ込まないで同封してください。
- ・ 証明書類は、申請書の送付日前3か月以内のものとしします。

6 提出部数

各1部

7 その他

- ① この申請書による業者登録の有効期間は、登録開始日から令和9年3月31日までです。
- ② 毎月15日までの1か月間に申請のあった事業者を翌月1日に入札参加有資格者名簿に登載（業者登録）します。入札参加有資格者名簿に登載された日が登録開始日となり、登録開始日まで入札には参加できません。
- ③ 受付期限は、令和8年12月15日（火）の消印のあるものまで有効とします。
※申請書類の不備等により受付できない場合がありますので、ご注意ください。
- ④ 登録後、新たな経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書を受けたときは、その写しを送付してください。